

秦野市伊勢原市環境衛生組合文書取扱規程

(昭和45年3月31日 訓令甲第3号)

改正 昭和46年3月26日 訓令甲第1号

昭和50年4月11日 規程第5号

第1条 秦野市伊勢原市環境衛生組合における文書の取扱いは、別に定めがあるもののほか、秦野市の例による。

附 則

この訓令は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則 (昭和46年3月26日訓令甲第1号)

この訓令は、秦野市伊勢原市清掃組合格約を施行する日から施行する。

附 則 (昭和50年4月11日規程第5号)

この規程は、秦野市伊勢原市環境衛生組合格約を施行する日から施行する。